

カレーの思い出 (その5)

土日に1回はココ壱番屋でカレー。徳島駅前店。良い所はメニューの多さ。一番気に入っているのは冬季限定の「スープカレー」。いつも待ち遠しい。最近気に入っているのは、「ネバネバ三昧カレー」。納豆、オクラ、山芋にチーズをトッピング。ライス200グラム。



(竹内)

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の改正

(1)改正の背景

現行制度上、上場株式等に係る配当所得等については①総合課税方式、②申告不要方式、③申告分離課税方式の3つの課税方式があり、納税義務者が所得税の確定申告及び個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することができます。



※総務省「上場株式の配当等への課税方式の選択を参考」に作成

そのため、例えば、年金生活をしながら株式配当を受けている人は、所得税については配当も含めて総合課税で低い税率を選択し、住民税については、これを合算せずに申告不要とすることで、国民健康保険料などの金額を抑えることが可能です。株式投資を行った場合の税金等の負担を軽減する手法として利用されている一方、「所得税の所得と個人住民税の所得が一致しないのはおかしい」として一部で問題視されてきました。

(2)改正の概要

令和4年度税制改正において、所得税の課税方式と個人住民税の課税方式が一致するよう、以下の改正が行われました。

- ① 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。
- ② 上記①に伴い、次の措置を講ずる。
 - ・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行う。
 - ・ その他所要の措置を講ずる。

上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用されます。

(大寺)

5月の税務

■5月10日

1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■5月16日

2 特別農業所得者の承認申請

■5月31日

3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知

通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知

4 3月決算法人の確定申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税

5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税

6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告く消費税・地方消費税

7 9月決算法人の中間申告く法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告く消費税・地方消費税

9 消費税の年税額が4800万円超の2月、3月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)く消費税・地方消費税

10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

■5月中において都道府県の条例で定める日

11 自動車税(種別割)の納付 賦課期日…4月1日

12 鉦区税の納付 賦課期日…4月1日

労働保険 年度更新のお知らせ

労働保険の年度更新の時期が参りました。

令和4年度年度更新

令和3年度の確定保険料の申告・納付

令和4年度の概算保険料の申告・納付

申告・納付手続き

「労働保険概算・確定保険料申告書」が労働局より送付されます。

令和4年6月1日から令和4年7月11日まで

なお、当事務組合(徳島県労務能率協会)に加入していただいている事業主様においては、当事務組合が労働保険料の申告・納付の事務を事業主様に代わって行います。

雇用保険料率変更(令和4年度)のお知らせ

○令和4年4月から、事業主負担分の保険料率が変わります。

事業の種類	令和3年度			令和4年4月1日～令和4年9月30日		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

○令和4年10月から、被保険者負担・事業主負担の保険料率が変わります。

事業の種類	令和4年10月1日～令和5年3月30日		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

(徳永)

5月の社会保険労務

31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出
(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)受給権者現況届
労災年金受給権者(1月～6月誕生日の者)定期報告(労働基準監督署)

※ 児童福祉週間(5日～11日)

資産税係

【不動産経営とインボイス制度】

消費税のインボイス制度が令和5年10月1日より始まります。その準備としてのインボイスの届け出はすでに始まっています。不動産経営をされている方にとって、インボイス登録の検討をするかどうかの判断基準は下記のとおりです。

(インボイスが関係ない人)

- ・アパートなど住宅の家賃収入(非課税売上)しかない人
- ・取引相手が消費者(事業をしていない個人)のみの人

(インボイスの検討が必要な人)

- ・事業者への駐車場の貸付がある人
- ・店舗や事務所の貸付がある人

免税事業者の方が、インボイスを登録すると課税事業者になってしまいます。しかし、オーナーが免税事業者の場合、「適格請求書(インボイス)」を発行できないので、テナント(借主)は家賃にかかる消費税を仕入税額控除できないため、今後の借主は「大家が課税事業者でインボイスを発行してもらえる物件」を優先して選ぶ可能性が出てきます。そうすると、選択肢としては、①あえて課税事業者になってインボイスを発行するか、②免税事業者のまま賃料を減額するか、になります。どちらが有利なのでしょう？個々の事情により、有利不利判定をする必要がありますので、判断に迷う場合はぜひ当社にご相談ください。

(坂田)

「徳島県事業継続応援金」について

3月号において、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受けた中小法人や個人事業者を支援する目的で、国が給付する「事業復活支援金」制度についてご紹介いたしました。

徳島県においても同様の趣旨で、県独自の支援金制度「徳島県事業継続応援金」が創設されています。

今月のさくら通信に、国の「事業復活支援金」並びに県の「徳島県事業継続応援金」のチラシを同封いたしましたので、ぜひご参考にしていただき、ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。
(大寺)

リスマネ委員会

【相続税の生命保険の非課税枠】

前回から引き続き、事例を紹介させていただきます。

Aさんのご家族の場合(相続人3名)

相続財産		相続税の税額
自宅	3,600万	
預貯金	3,000万	⇒ 180万
合計	6,600万	

Bさんのご家族の場合(相続人3名)

相続財産		相続税の税額
自宅	3,600万	
預貯金	1,500万	⇒ 30万
死亡保険金	1,500万(非課税枠)	
合計	6,600万	

生命保険を活用することで、BさんはAさんよりも150万相続税を軽減できます。

相続も考慮した計画的な資産活用を考えてみませんか？

(さくらビジネス)

会計制度

【会計不正の動向④】

経営者が不正に関与した事例を紹介します。

製造業を中心に事業を行っているE社において、社長の主導により経営陣が関与した粉飾決算が行われていたことが判明した。なお、粉飾決算が話し合われた会議の場では、社長の指示に対して異を唱える出席者はいなかった。他の取締役は、社長が年初に設定した過大な売上目標等を期末時点で達成できないと、それが自己の責任であるとの負い目を感じるところがあり、また、社長の指示に従わなければ解任や降格等人事上の制裁を受けるとの気持ちもあって、粉飾決算の指示に従っていた。

当事例について、不正リスク要因に当てはめてみると、不正を実行する「動機・プレッシャー」は、他の取締役が、社長が設定した過大な売上目標等を達成するために過大なプレッシャーを受けていることが考えられます。また不正を実行する「機会」は、他の取締役も不正に関与していることから、内部統制に対する取締役や監査役等による監視が有効ではないことが考えられます。さらに不正行為に対する「姿勢・正当化」は、社長が株価や利益傾向を維持すること、又は増大させることに過剰な関心を示していることが推測されます。

このように経営者は、有効に運用されている内部統制を「無効化」することによって、会計記録を改竄し不正な財務諸表を作成することができる特別な立場にあるため、不正の発見がより困難になる可能性があります。

日本会計士協会が2017年3月期から2021年3月期において、会計不正の発覚の事実を公表した上場会社等の会計不正のうち、会計不正の主体的関与者と共謀の状況をまとめたものが下の図表です。この図表を見ると、役員及び管理職が外部共謀又は内部共謀により会計不正を実行するケースが多いことが分かります。

図表 会計不正の関与者と共謀の状況(単位:社数)

	役員+管理職	非管理職
外部共謀+内部共謀	91 外部 35 内部 56	20
単独	22	22

外部共謀:協力会社等の外部と共謀して会計不正を実行

内部共謀:従業員同士又は管理職や役員の指示の下、会計不正を実行

単独:共謀せず単独にて会計不正を実行

(日本公認会計士協会 経営研究調査会研究資料第7号第8号「上場会社等における会計不正の動向」)

(孝志苗)

医療係

【オンライン診療に係る諸費用の医療費控除】

Q オンライン診療は大変便利ですが、この仕組みを利用するためには、以下のとおり、オンライン診療料に係る費用のほか、システムの利用料の支払が必要となりますが、これらの支出は医療費控除の対象となりますか。

- 1 オンライン診療料
- 2 オンラインシステム利用料
- 3 処方された医薬品の購入費用
- 4 処方された医薬品の配送料



A

- 1 オンライン診療料のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります。
- 2 医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。
- 3 処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。
- 4 医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。

(後藤)

新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします!!

さくら税理士法人 垣内 心愛

はじめまして。4月4日よりさくら税理士法人に入所いたしました垣内心愛と申します。

この度、新卒で入ることになりました。

新社会人になって新しい環境に新しい生活と、とても新鮮な気持ちで毎日を過ごしています。これから税務の知識が多く求められ、不安ではありますが、身につけた簿記の基礎知識を活用しながら日々勉強に励んでいこうと思います。

第一印象がよく「怖い」と言われがちな私ですが、学生時代は友達からあだ名で「ダダ」と呼ばれており、完全にいじられキャラでした。

趣味はレトロ写真を撮ることで、休日はカメラを持って一人旅をしようと考えています。

こんな私ですが、一日でも早く皆様のお役に立てよう精一杯頑張りますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

さくら税理士法人 楠原 こと美

初めまして。4月4日よりさくら税理士法人に新卒で入所いたしました、楠原こと美と申します。

商業科でビジネスや会計について学び、税務や保険などの日本経済の基盤となる部分に興味を持ち、この職業に就きたいと思いました。日常生活ではふれる機会が少ない分野ですので、このような学べる環境に身を置けたことをとても嬉しく感じています。

負けず嫌いで嘘がつかない性格を活かして、現状に満足せず常に成長し、信頼される社会人になれるよう努力して参ります。社会人一年目ということで、初めてのことが多く迷惑をかけることもあると思いますが、一日でも早く皆様に貢献できるよう頑張りますので、どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

花粉症？

春になるといつも鼻がムズムズ、目が痒くなります。

恐らく花粉症なのでしょうが、ちゃんと診断してもらったことはありません。

よく喉元過ぎれば熱さを忘れると言いますが、季節が過ぎれば症状が無くなり、また忘れてしまうかも知れません。ちゃんと治療をしたいなあと考えております。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181